

最近の判例から (12)

土地の不等沈下と売主業者、県の責任

(秋田地判 平一〇・一一・二〇 判自一九四一八八) 伊藤 隆之

売主業者が地下に堆積したごみの存在を知りながら、これを除去することなく、宅地に造成して、分譲し、不等沈下が生じた事案について、売主業者に不法行為責任があるとしたが、県知事の工事完了検査等について過失がないとして、その責任を否定した事例（秋田地裁平成一〇年一一月二〇日判決控訴 判例自治 一九四号八八頁）。

X は、宅地に造成したが、ごみの完全除去には多額の費用がかかるので、ほとんどを放置したまま、その上に砂を盛り土した。

X は、Y₁に対し、不法行為に基づき損害賠償を求め、また、Y₂県知事に対し、工事完了検査において砂の入替工事の確認を怠つた等の過失があるとして、損害賠償を求めた。

一 事案の概要

X は、昭和五三年、売主業者Y₁から、造成宅地を買い受け、住宅を建築したが、その後不等沈下が生じ、建物の傾斜、基礎等の亀裂が生じた。

本件土地は、昭和二〇年代沼地であつたが、その後水が引き、昭和四〇年代木材の皮等のごみ捨て場となつていたものであつた。

Y₁は、昭和五三年Y₂県知事から開発許可を受

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) X の敷地の地下には木片くず等からなるごみの層（約一・四五～一・四三m）が存在し、そのためには不等沈下が生じて、X ら建物の基礎や壁等に亀裂が生じたものである。

(2) Y₁は、ごみの存在により将来不等沈下が生じる可能性があることを知りながら、こ

三 まとめ

分譲宅地の不等沈下については、売主業者の不法行為責任を認めたもの（神戸地判昭五八年一二・六 判時一一九一一七等）、瑕疵担保責任を認めたもの（東京地判平六・九・八 判時一五四〇一一四、大阪地判昭五七・五・二〇 判土(二)二五等）、債務不履行責任を認めたもの（神戸地判昭六一・九・三判時一二三八一一八等）がある。

これらのうち、大阪地判昭五七・五・二〇

れを放置したまま宅地造成を行い、X に宅地として売却し、損害を与えたものであるから、Y₁は不法行為責任を負う。

(3) 都市計画法三六条二項が工事完了の検査を要求しているのは、開発行為に最低限度の水準を保たせる趣旨であるから、同検査の目的は当該工事が当該開発許可の内容に適合しているどうかを判断するにあつて、検査の方法も工事の結果が許可の内容に適合していると見極められるものであれば足り、本件においては、許可申請においてごみと砂との入替工事の内容について特に図面に記載がなく、現地調査で表面上はごみの存在が窺えなかつたのであるから、Y₂に過失があつたとはいえない。

は、知事の宅造法上の責任も問われたが、違法はないとされた。また、東京地判平六・九・八は、知事が検査済証を交付しているが、知事の責任は問われなかつた。

最近、知事に対する損害賠償請求事件が、増加傾向にある。本件も、知事の責任が問われたが、過失はないとされた。

(企画調査部調整第二課長)

最近の判例から (13)

布基礎の厚さ不足と請負業者の責任

(東京高判 平一二・三・一五 判例集未登載) 石川 達郎

新築住宅の建築工事請負契約において、布基礎の厚さ不足は、不同沈下が現に生じていなくても、不同沈下等の危険を包蔵しており、建物の瑕疵であるとして、ジャッキアップ費用の支払いを請負業者に命じた事例(東京高裁平成一二年三月一五日判決 判例集未登載)。

一 事案の概要

建築主Yは、自宅(木造二階、一四二・七七m²)新築工事について、建築業者Xと建築工事請負契約(代金二、一四九万七、三三〇

円。支払いは契約時一七五万七、三三〇円、上棟検査完了時公庫中間資金、完成検査完了後一〇日以内に残金。工期平成四年二月末まで)を締結した。

Yは、当初大手建築業者Aと二、三七九万三、〇〇〇円で建築工事請負契約を締結し、設計図書も完成していたが、Xの働きかけにより、六六万八、〇〇〇円をAに支払って解約し、本件契約を締結した。

本件契約は、坪単価四三万円とする見積書一枚のもので、設計図書等の添付はなく、図面はXがB設計事務所に依頼してAの設計図

書をもとに作成し、公庫融資を受ける予定の請負契約であった。

その後、本件契約は追加工事七五万一、一〇六円が追加され、Yは、平成三年一二月一〇日四五六万六、九二八円を支払い、Xは、平成四年七月工事を完成して、Yに引き渡した。

Yは、平成四年一〇月二七日、残代金のうち六八六万八、〇〇〇円を支払ったが、残余の一、〇八一万四、五〇八円を支払わなかつた。

Xは、平成六年、Yに対し残代金の支払いを求めて提訴し、Yは、平成七年、本件建物には瑕疵があるとして反訴を提起した。

第一審(浦和地裁川越支判平九・一〇・二一判例集未登載)は、①本件工事については、基礎以外の部分については瑕疵があり、Yは七四七万一、〇二七円の損害賠償債権を有するから、Xの残代金債権は二三四万三、四七三円であるとしたが、②基礎については、